

平成20年度愛知県行政評価委員会意見への対応状況について

番号	施策名	担当部局	ページ
1	県営名古屋空港の運営・整備	地域振興部航空対策課	1
2	交通安全の推進	県民生活部地域安全課	3
3	生活排水対策の推進	環境部水地盤環境課	5
4	へき地医療の確保	健康福祉部医務国保課	7
5	雇用の安定確保	産業労働部就業促進課	10
6	健全な食生活の理解促進及び県内農林水産物に関する情報提供	農林水産部食育推進課	12
7	博覧会テーマを継承・発展する愛・地球博記念公園の整備等	建設部公園緑地課	14
8	小中学校教育における教員の資質の向上	教育委員会事務局学習教育部義務教育課	16

施策名： 県営名古屋空港の運営・整備

[担当：地域振興部 航空対策課 空港管理・調整グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>「施設整備費（c1403）」について、20年度の事業費が19年度に比べてほぼ2倍になっているが、事業費の増の内容が分かるように事務事業の内容欄に記載するべきである。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済である。</p>	
<p>施策評価調書に「通勤航空」や「国際ビジネス機」などの専門用語が記載されているが、一般に理解できるように欄外に定義を記載してはどうか。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済である。</p>	
<p>意見の観点： 必要性</p> <p>「関係主体の役割」について、「空港の利用促進」、「空港周辺地域の地域振興の具体化促進」が県・市町村・民間それぞれに記載されているが、役割が重複しているため、違いが明確に分かるように記載する必要がある。</p>	<p>「空港周辺地域の地域振興の具体化促進」に関しては、それぞれの役割を明確に記載した。</p>	<p>「空港の利用促進」は県、市町村、民間企業により構成されている県営名古屋空港協議会が中心となり様々な取組を実施し、県・市町村・民間が一体となって取り組んでいるため、各主体それぞれに役割として明記している。</p>
<p>意見の観点： 有効性</p> <p>「周辺環境対策事業費補助金（c1405）」について、指標が「補助件数/申請件数」となっているが、事業目的は「航空機騒音により生ずる障害の防止・軽減」であり、その成果を測るには、周辺地域の障害・苦情発生件数の減少など、他の指標を設定するべきである。</p>		<p>国管理時代の昭和54年に始まった防音工事はこれまでにほぼ終了しており、実質的には防音工事で設置した空調機の更新が事業の主な内容となっていることや、苦情の発生場所、苦情の内容から、苦情件数は、事業の成果を必ずしも反映するものではなく、また、障害（航空機騒音による不快感、生活妨害、身体的影響等）発生件数は、数値管理が非常に困難である。</p> <p>以上の理由や、市町の事業を推進し、市町が住民からの申請に十分に答えられるよう「補助件数/申請件数」を100%とすることを目標としていることから、この指標を設定している。</p>

<p>「周辺地域整備事業費補助金（c1406）」について、補助額を指標として設定しているのはいかがか。 補助金事業の指標の設定は、なかなか難しいが、「豊山町臨空公園の事業進捗率」に加えて、他の指標を検討できないか。</p>		<p>本補助事業の目的である「地域振興」は数字で進捗状況を示すことができる性格ではない。事業の要綱に「予算の範囲内で市町に交付する」とあるため、県が確保した予算がどの程度市町の地域振興に貢献しているかという点で、この指標を設定するに至った。ご指摘の点は理解できるが、具体的にどのような指標を設定すればよいのかは、今後検討していきたい。</p>
<p>意見の観点： 効率性</p> <p>利用者数やビジネス機の飛来機数では順調と思われる。現在、指標の目標値は前年度実績をもとに設定しているが、本来目標値の設定は空港経営の採算性の観点から、収支も考慮して設定していくことを検討してはいかがか。</p>		<p>県営空港の役割は、地域を支える公共的な社会基盤として地域の航空需要に的確に対応することが第一である。目標値を設定するに当たっては、旅客数と着陸料収入は直結しないこと、収入の大半は防衛省からの収入であることなどを考慮すると、直ちに収支を考慮することは困難であり、今後の課題としたい。</p>
<p>県営名古屋空港は、現在赤字を抱えての営業とのことであるが、行政評価を行っていく上で、今後の空港経営の見通すことが必要である。 「施策の課題」や「今後の基本方向」において、そうした見通し、分析等について記載していくべきである。</p>		<p>空港の収支については、現状、概念整理が十分ではなく、現在、国において、収支をどのようにとらえて算定し、公表していくかの検討が進められている。収支見通しの記載については、こうした国における検討状況をみながら検討していく。</p>
<p>意見の観点： 施策・事業に対する提案</p> <p>通常地域の第2、第3空港にはLCC（ローコストキャリア＝格安の航空会社）が参入することが多い。県営名古屋空港の一層の利用促進につなげるため、LCCの招請・誘致について「施策の課題」や「今後の取組の基本方向」に位置付けることを検討されたい。</p>		<p>県営空港は、通勤航空やビジネス機など小型機の拠点空港と位置づけており、こうした中部国際空港との役割分担を考えると、県営空港でのLCCの受入は当面難しく、長期的課題と考えている。</p>

施策名：交通安全の推進

[担当：県民生活部 地域安全課 交通安全グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>交通死亡事故の内容分析をきちんと行い、その結果や対応策について、調書に記載すべきである。</p> <p>例えば、最近では自転車の利用が増えており、歩行者にとっては自転車が新たな交通上の脅威になっている。現状や今後の対策について「施策に関するニーズ」や「今後の基本方向」に記載するなど、検討していただきたい。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済みである。</p>	
<p>高齢者の交通安全対策は今後特に重要となってくる。「高齢者交通安全推進事業費(d1103)」では、事業費に占める委託費割合が5%、従事人員も2.5人であり、高齢者世帯への直接訪問等全て県が直営で実施できるとは思えない。事業内容の具体的な実施方法についても「事務事業の内容」欄に記載すべきである。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済みである。</p>	
<p>「新規に取り組むべき事業」として「県内在住外国人に対する交通安全対策」を挙げているが、こういった経緯で今後取り組むこととなったのか、について調書(新規に取り組むべき事業の内容欄)に記載されたい。</p> <p>また、外国人は被害者・加害者どちらになるケースを多いのか。現状を把握した上で、適切な対策を講ずる必要がある。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済みである。</p>	

<p>意見の観点： 必要性</p> <p>「他の所属の取組」に警察本部における「交通安全啓発活動」「交通安全教育活動の実施」が挙げられている。また、「関係主体の役割」において、県は「県内の実情に応じた施策の策定」、市町村は「市町村の実情に応じた施策の策定」とあるが、主体や取組内容について、一般に理解できるよう、具体的に記載されたい。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済みである。</p>	
<p>県は、県民を対象として広報啓発を行っているが、県外の方が、愛知県で事故を起こすこともある。交通事故当事者の分析を行い、県内：県外比率等分析結果データについて施策評価調書（ニーズ欄等）に記載すると共に、県外の方が当事者となるケースが多いようであれば、近隣県と連携した啓発活動についても力を入れることとし、「今後の基本方向」の一つとしてはいかがか。</p>		<p>本県内で県外の方が交通事故の第1当事者となる割合は、約6%で全国平均の9%を下回っているため、当面は、近隣県と連携した啓発活動は、必要ないものとする。なお、近隣県とは、毎年、会議を開催しているため、この会議を通じて情報交換を行っていくこととする。</p>
<p>意見の観点： 有効性</p> <p>施策評価調書、事務事業評価調書とも「死者数」を指標として設定しているが、県民の交通安全確保には、死者数の減少だけでは不十分で、負傷者数・事故発生件数そのものの減少も不可欠である。負傷者数・事故発生件数の状況について調書に記載してはいかがか。</p>		<p>交通安全の最優先の目標は、交通事故死者数を一人でも多く減らすことであるため、第8次愛知県交通安全計画及び平成20年度愛知県交通安全実施計画では、最も端的で分かり易い指標として事故死者数を掲げている。しかしながら、交通事故そのものの減少にも一層積極的に取り組み、負傷者、事故件数も確実に減少させることも必要であるため、これらの計画の目標指標の見直しも含めて、今後、検討していく。</p>
<p>意見の観点： 効率性</p> <p>「交通安全団体活動推進費補助金（d1104）」については、母の会への年間50万円の補助事業のために0.5人（380万円）の人員費をかけて実施している。具体的な事業内容を調書に記載し、効率的な事業の執行を心がけるべきである。</p>	<p>委員会からの意見を受けて施策評価調書に記載済みである。 （補助事業の内容を精査して従事人員を適正な数値に改めた。）</p>	

施策名：生活排水対策の推進

[担当：環境部 水地盤環境課 調整・生活排水グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>生活排水対策では、県民の意識啓発事業が重要であると思うが、「普及啓発費（f 0601）」における20年度事業費は70万円程度と非常に少ない。市町村や民間団体等との協働や連携が重要であり、取組も進められていると思うので、その内容について記載されたい。</p>	<p>普及啓発については、10月をクリーン排水推進月間と定め、市町村や民間団体等と連携を図りながら、この期間に集中させて、クリーン排水キャンペーンなどの啓発イベントを実施したり、市町村広報誌・広報あいちなどを活用し啓発活動を実施しているので、その内容を施策評価調書 f 06の3(1)イに記載します。</p>	
<p>施策評価調書において、「普及啓発費(f 0601)」については、寄与度・重要度がともにC評価としていながら、「事務事業の規模」「目標」については「現行水準」、「内容・手法」については「改善を要しない」と評価している。施策目標を達成するために、県民の意見や社会情勢等を反映して見直しをしていくよう検討されたい。</p>	<p>普及啓発費については、イベントでアンケート調査を実施するなどして、県民の意見や社会情勢等を反映することに心がけ、それらを参考にして、事務事業の手法の改善をしていく旨を施策評価調書 f 06の5(4)アに記載します。</p>	
<p>「普及啓発費（f 0601）」の事務事業の内容欄に「重点地域対策推進事業」とあるが、指定されている重点地域とはどこか。事務事業評価調書に記載するべきである。</p>	<p>県内の生活排水対策重点地域は、下記の4地域です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油ヶ淵周辺地域(碧南市、安城市、西尾市、高浜市) ・佐奈川流域(豊川市、小坂井町) ・境川流域(大府市、豊明市、東郷町、三好町) ・矢田川上流域(瀬戸市、尾張旭市) <p>重点地域について、事務事業評価調書 f 0601の「事務事業の内容」に記載します。</p>	

<p>意見の観点： 必要性</p> <p>本県の生活排水対策の特徴、重点的に取り組む事項があれば、「施策のニーズ」「今後の基本方向」などに記載することで、愛知県における施策展開の必要性根拠がより説得力のあるものとなると思う。</p>	<p>本県唯一の天然湖沼である油ヶ淵については、県と関係4市を構成員とする油ヶ淵水質浄化促進協議会を設置し、流域が一体となって生活排水対策などを重点的に推進しているので、施策評価調書f06の2(1)の「施策のニーズ」や5(3)の「今後の基本方向」などに記載します。</p>	
<p>市町村に対し、浄化槽設置に対する補助金を交付しているが、県内の市町村の実施状況を踏まえて、事業目的の達成状況や有効性の評価を行う必要がある。そのためには、「施策のニーズ」に市町村における現状を記載する等、検討していただきたい。</p>	<p>施策評価調書f06の2(1)の「施策に関するニーズ」に市町村からの要望を記載するとともに、生活排水対策重点地域などでは、汚水処理施設人口普及率等が低い現状にあることを記載します。</p>	
<p>意見の観点： 有効性</p> <p>施策評価調書において、湖沼・海域における環境基準の達成率も低く、目的とする状態には達していないと評価しながら、施策の課題は「無」としている。一方、2つの事務事業において、「内容・手法」について「改善を要する」と評価していることから、「今後の基本方向」については、課題を明記し、施策を進めていくべきである。</p>	<p>現行施策を継続していくことが重要であるため、施策評価調書f06の5(2)「施策の課題」を「有」にするとともに、5(3)の「今後の基本方向」などに、現行課題がわかるように明記します。</p>	

施策名：へき地医療の確保

[担当：健康福祉部 医務国保課 医療対策グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>施策評価調書のニーズ欄に記載している「無医地区・無歯科医地区を始めとするへき地」とは、愛知県内の具体的にはどの地域を指しているのか、具体的に記載するべきである。</p>	<p>施策に関するニーズ欄に無医地区の存在する市町村の記載を追加した。</p>	
<p>「医療確保事業費（g 3302）」「診療所運営費（g 3303）」「施設設備整備費（g 3304）」の3補助金事業について、全て19年度決算額に比べて20年度の予算額が大きく増えているが、事務事業の内容の20年度欄は「同上」となり、19年度と大きな違いは内容に見える。金額に差ができたことについて、調書に記載しておくのが分かりやすい。</p>	<p>各調書へ差ができたことについての記載を追加した。</p>	
<p>事務事業評価調書の指標について、「医療確保事業費（g 3302）」では「派遣応需率」と「診療所運営費（g 3303）」では「派遣確保率」と名称を使い分けているが、中身は同一であるように思える。表現を統一してはどうか。</p>	<p>表現を派遣応需率に統一した。</p>	
<p>施策評価調書において、手段事務事業の寄与度・重要度の評価が全てA評価となっている。施策の目的を達成するための手段としての事務事業の寄与度等を個別に検証し、改善につなげることが重要なので、相対評価にするようにされたい。</p>	<p>記載を相対評価とした。</p>	

<p>意見の観点： 必要性</p> <p>施策の目標となる指標として、「医療従事者派遣日数/医療従事者派遣要請日数」としているが、この代診医の派遣依頼要請数は年々増えているのか？その傾向について、調書のニーズ欄に記載してはどうか。</p>	<p>代診医の派遣依頼要請数は増えておらず、毎年ほぼ同じ状況である。</p>	
<p>「へき地医療の確保（g33）」の手段となる事務事業は補助金等の支援的事業ばかりである。へき地医療従事者、代診医の確保もへき地医療においては重要であるが、新たな手法として「ドクターヘリ」「遠隔診療」等県としての他の取組について、わかるように調書に記載すべきである。</p>	<p>施策評価調書の施策手段となる上記事務事業以外の県の取組欄へ、ドクターヘリコプターについて、同じく施策の目的欄に遠隔医療の記載を追加した。</p>	
<p>代診医の役割やへき地医療拠点病院との関係などへき地での診療の仕組みについて具体的に調書に記載することで、施策の現状や課題、今後の基本方向についてがわかりやすくなると思う。</p>	<p>施策評価調書の施策の目的欄に、フロー図の記載を追加した。</p>	

<p>意見の観点： 有効性</p> <p>施策の目的とする状態の達成状況について、代診医派遣要請に応じるにより、100%達成していると評価し、一方で施策の課題「有」とし、へき地での医療機能の維持を課題に挙げている。「へき地住民が適切な医療を受ける体制の確保」という施策の目的の達成状況について、課題や今後の取組を含めた評価になるよう、再度検討する必要がある。</p>	<p>施策評価調書の「目的達成度に関する認識」及び「施策の課題と見直し」欄へ、へき地診療所からの代診医派遣要請については概ね達成していることを記載し、へき地における課題として、医師不足が存在するため、医師確保対策を継続することを記載した。</p>	
<p>施策としては課題「有」と判断しているが、個々の事務事業総合評価では「改善を要しない」と評価しているのは非常に違和感を感じる。既存の事務事業の見直しや新規事業の取組など、何か課題解決に向けた取組を検討してはどうか。</p>	<p>現在の補助制度において、へき地診療所の代診医派遣要請等の対応により、へき地での医療の確保を行っているため、改善を要しないとしている。</p> <p>しかし、へき地での課題として医師不足があるため、今後も医師確保対策事業の推進等により、医師不足対策を図っていく。</p>	

施策名：雇用の安定確保

[担当：産業労働部 就業促進課 業務・調整グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>施策の手段と位置付けられる事務事業が14事業あり、多様な主体を対象としたものが混在している。「若年者対策」「障害者対策」「高齢者対策」など、その対象ごとに施策を分割するとか、事務事業をここまで細分化しないでまとめること等を検討するべきである。</p>		意見を参考にし、今後事務事業をまとめていく方法を検討していく。
<p>施策の課題は「目的とする状態の達成度」にもあるように、「企業と労働者のミスマッチが存在」であると思うが、この課題の解決に向けて何をどうしていくのか、具体的な対策について記載するべきである。</p>	意見に基づき施策評価調書に記載する。	
<p>意見の観点： 必要性</p> <p>「若者職業支援センター事業費（h1503）」は県内の若年離職者の就業促進を目的とし、「若者労働力確保対策費（h1504）」では県外新卒者の就業斡旋も目的の一つとしている。同じ施策の中で、2つの事業の目的がバッティングしており、県外新卒者の雇用が県内若年離職者の雇用を阻害するように見える。そのあたりの説明をしっかりと調書に記載するべきである。</p>	意見に基づき事務事業評価調書に記載する。	
<p>企業は新卒者の採用には積極的だが、早期離職者の採用に関しては、温度差がある。重要な課題であり、取組も進められていると思うので、企業に対する働きかけの内容を明記することとしてはいかがか。</p>	意見に基づき施策評価調書に記載する。	

<p>意見の観点： 有効性</p> <p>「若年労働力確保対策費（h1504）」の事業目的に「既卒未就職者等の就業機会の拡大」とあるので、事業効果を測る指標は、新卒者に限らず、既卒未就職者も加えたものでないと事業全体の目的が達成されているかどうかの評価ができないのではないか。</p>		<p>指標としては年平均の就職率が適当であると考えているが、現時点で年齢別の就職率については愛知労働局からは中高年齢層の数値は公表されているが、若年層の数値は発表されていないことから、当面は全年齢の就職率により評価していくこととするが、より事業効果の検証に適切な指標についても検討していく。</p>
<p>事務事業評価調書の指標については、「障害者」「高齢者」等の対象ごとに同じ指標が設定されているケースが多いが、実施する事業の目的や内容ごとに、その効果が検証できるような指標を検討すべきである。</p> <p>例えば、</p> <p>「障害者就労支援者育成事業費（h1506）」 一般就労への移行者数</p> <p>「定着雇用奨励金（h1507）」 職場定着率</p>		<p>障害者の雇用対策は、「あいち就業促進プラン」において、障害者実雇用率の法定雇用率（1.8%）達成を目標とし、そのために各種事業を実施し、障害者の就職から職場定着までの支援を行うもので、それらの効果の検証ができる適切な指標を用いるよう検討する。</p>
		<p>高齢者雇用対策には細事業がいくつかあるが、共に共通の目標達成に向け事業を推進していることから、いずれも現行の指標により実施していきたい。</p>

施策名： 健全な食生活の理解促進及び県内農林水産物に関する情報提供

[担当：農林水産部 食育推進課 食育推進グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>この施策は、「健全な食生活の理解促進」と「県内農産物に関する情報提供」という2つの柱からなると思われるが、評価調書には前者に関する記述がほとんどとなっている。次年度以降の調書の内容や施策の構成について整理を行うべきである。</p>	<p>「県内農産物に関する情報提供」について次年度以降の調書の内容等の整理を行う。</p>	
<p>「目的の達成度」の判断理由に、イベントにおけるアンケート結果を使用しているが、肯定的な数値結果のみを使用するのではなく、満足していないと回答した理由についても分析を行い、今後の事業内容の見直しに活用していくべきである。</p>	<p>20年度に実施したイベントでのアンケート結果から、否定的な意見について分析を行い、今後に反映していく。</p>	
<p>意見の観点： 必要性</p> <p>「施策の手段となる事務事業以外の県の取組」として事業が上げられているように、食育の推進にあたっては教育委員会との連携が重要であると思われる。学校との連携に関する課題など、他部局に関わるものについても、課題等の中で分析することを検討するべきである。</p>	<p>愛知県食育推進計画の掲げる数値目標には、教育委員会や健康福祉部の所管する分野のものがあり、これらの達成状況を踏まえながら、より効果的な食育推進を図るため、これらの部局との連携に関する課題分析を行っていく。</p>	

<p>意見の観点： 有効性</p> <p>「食育推進事業費（i0201）」「食と緑普及啓発事業費（i0202）」において、評価指標に「参加者数」を挙げているが、県民への「食育」の浸透度・理解度について、県政モニターアンケートや食育推進県民大会のアンケートが実施されているようなので、こうしたデータを指標に加えていくべきである。</p>	<p>「食育推進事業費」では「食育」の浸透度・理解度については、毎年度調査を行っていないが、愛知県食育推進計画の数値目標にも掲げているため、「食育に関心を持っている県民の割合」を指標に加えることとし、「最終目標年次及び目標」欄と「20年度目標値」欄に値を記述する。（措置済）</p>	
<p>意見の観点： 効率性</p> <p>食育推進のための庁内連絡会議や県内関係団体を含めた会議も設置されているのであれば、調書の中で、そうした事業や、その取組についての評価も記述することを検討していただきたい。</p>	<p>今後、評価手法を検討のうえ、庁内連絡会議や県内関係団体の事業・取組についても評価を記述していく。</p>	

施策名： 博覧会テーマを継承・発展する愛・地球博記念公園の整備等

[担当：建設部 公園緑地課 大規模公園グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
意見の観点： 評価手法 「愛・地球博記念公園整備事業費(j0101)」について、県と都市整備協会との関係（指定管理者であること）について、明確に調書に記載し、わかりやすいものにされたい。	(調書を修正) j0101の事務事業の内容(19年度)欄において、「整備にあたっては、……、本公園の指定管理者である都市整備協会等関係機関と調整を図った。」と修正する。	
「課題・見直し事項」として、「県民交流イベントの実施」を挙げているが、イベントの実施だけで記念公園整備の課題を解決することができるとは思えない。また、施策として課題有りとして評価しているのに、事務事業レベルでは、すべて事務事業の規模・目標を「現行水準」とし、内容・手法を「改善を要しない」と評価しているが、課題の解決に向けて改善する事項を記載するべきと思う。	(調書を修正) 本公園のハード面での施設整備については、現段階では全体計画の完成に至っていないものの、国庫補助事業の活用を中心として順調に整備を進めてきており、特段課題があると考えていない。 一方で、本公園の特徴である「博覧会の理念と成果を継承・発展させる」という点については、ソフト対策としての記念事業費・県民協働公園づくり推進事業費による対応が主となる。 これらの事業は、19年度新規事業として着手したばかりで、初年度の事業としては十分な成果を上げたと考えているが、さらにより良い公園づくりを目指すための課題として、調書を下記のとおり修正する。 「県民交流イベントの継続的实施や、公園マネジメント会議の立ち上げ・開催等により、市民参加・市民協働の場としてのさらなる発展を目指す。」	
手段事務事業について、全ての事業が「直営」を選択しているが、「記念事業費(j0102)」と「県民協働公園づくり推進事業費(j0103)」には従事人員が記載されていないので、記載するべきである。	記載済。	
意見の観点： 必要性 施策の全ての手段事務事業において、必要性、県民ニーズを「高い」「増大」と評価しているが、その根拠となるべきデータを必要性の理由欄に記載するべきである。	(調書を修正) 「H18.7月の開園後、公園来園者は着実に増大しており、本公園に対する県民ニーズは高いものと考えている。 H18 2,600人/日平均 H19 3,300人/日平均 H20 3,800人/日平均(4~9月)」	

<p>意見の観点： 有効性</p> <p>「愛・地球博記念公園整備事業費(j 0101)」の目的が、通常の都市公園整備と同様の観点で記載されている(防災拠点、都市公園面積10㎡の確保等)が、「愛・地球博記念」の公園であり、万博を「記念する」「万博への想いを継承する」公園としての位置づけから、指標の設定等を検討するべきである。</p>	<p>指標としては、公園の整備状況を端的に表している「公園供用面積」としている。</p> <p>本公園は、愛知県地域防災計画の中で県内唯一の「中核広域防災活動拠点」として位置付けられる予定であり、また公園基本計画の中でも位置付けられているため、事業目的として適当であると考えている。</p> <p>また、都市公園面積については、本県の公園緑地行政の整備目標として掲げているものであり、本公園の整備もその一つに含まれることから、事業目的として適当であると考えている。</p>	<p>本公園の特徴である「博覧会の理念と成果を継承・発展する」という内容を表す、よりふさわしい指標については、現段階では適当な指標を見出せていないため、今後検討することとする。</p>
<p>意見の観点： 効率性</p> <p>公園の維持管理費が高額であり、効率化に努めつつ利用を促進する必要があるので、特に、リモの利用など移動手段も含めて、総合的な対策を検討してはどうか。また、記念公園の運営には、他部局との連携も不可欠であるが、施策評価調書では施策目的を共有する取組について記載がない。他の所属と連携した取組を行い、利用率の向上を図るべきである。</p>	<p>本公園の管理運営については、NPOやボランティア団体、企業、大学、研究機関等の県民と、行政・指定管理者から構成される「公園マネジメント会議」を今年度末に設立すべく準備中であり、全国的にも類を見ない県民参加・県民協働による公園の管理運営を展開していく。</p> <p>また、県庁内の関係部局を対象とした連絡調整会議を定期的実施し、本公園の整備・管理運営に関する情報交換を行っている。</p>	
<p>意見の観点： 施策・事業に対する提案</p> <p>「課題・見直し事項」として、「県民交流イベントを継続的に実施する」とあるが、民間の持ち込みイベント等を積極的に活用するなど、効果的・効率的な実施に努めるべきである。</p>	<p>民間等の持込イベントについては、これまでも積極的に誘致し、公園利用者増につながるよう努めている。</p> <p><H19の主な持込イベント></p> <ul style="list-style-type: none"> トヨタクラシックカーフェスティバル ザ・アイス サンデースペシャルクラブコンサート レゲエコンサート ZIP-FMライブコンサート 市町村対抗駅伝 スターズ・オン・アイス <p><H20の主な持込イベント></p> <ul style="list-style-type: none"> トヨタクラシックカーフェスティバル ザ・アイス エコモビリティフェスティバル 市町村対抗駅伝 	

施策名： 小中学校教育における教員の資質の向上

[担当：教育委員会事務局 学習教育部義務教育課 振興・調整グループ]

委員会意見	対応案又は考え方	
	措置済又は今後措置予定のもの	中長期的な課題として今後対応を検討
<p>意見の観点： 評価手法</p> <p>「授業力向上支援事業費（12003）」は教員の授業力向上を目的としており、その成果を測るための指標は、アウトプットのな実施校数より、アウトカムのな満足度の向上としたほうが望ましい。</p> <p>しかし、満足度の把握には、時間や手間がかかり、単年度ではアウトプット指標でも構わないと思う。ただ、設定したアウトプット指標が適切かどうかを検証する必要があるため、数年程度経過した段階で、アウトカム指標を使って事務事業の効果を測定するべきである。その結果、事務事業の効果が認められるのであれば、アウトプット指標による評価が適切であったことになる。漫然とアウトプット指標のみで評価を継続するべきではない。</p>		<p>教員の授業力については、最終的には児童生徒に対する教育効果があったかどうかで判断すべきものであるが、教育効果の有無は児童生徒の人格形成と密接な関係にあり、具体的な数値等として表し、単年度で測定することは非常に難しい。</p> <p>しかし、受講者に対するアンケート等により満足度を把握するなど、アウトカム指標を用いる方法について、今後検討していきたい。</p>
<p>施策評価調書において、「寄与度」「重要度」共に全事務事業がA評価になっている。施策の目的を達成するための手段としての事務事業の寄与度等を個別に検証して、改善につなげることが重要なので、相対評価にするようにされたい。</p>		<p>それぞれの事業は、異なる世代の教員を対象としており、これらすべての事業を教員のライフステージに合わせて実施することにより、全体として教員の資質の向上を図るものであるため、それぞれの事業を比較して相対的に評価することは困難である。</p> <p>初任者研修、教職10年経験者研修はともに法定研修であり、教員研修の根幹を成す重要な研修である。また、授業力向上支援事業は教員の「授業力」を向上するための実践的な研修として高い成果を上げている。</p>

<p>意見の観点： 必要性</p> <p>県と市町村の役割分担について、施策評価調書では「県は体系的・総合的な研修の実施」、「市町村は実践的な研修の実施」とされているが、その違いは具体的にはどのように役割分担されているのか調書上分かるように記載すべきである。</p>	<p>教職員の研修については、一義的には地方公務員法第39条第2項により任命権者である県教育委員会が行うものとされているが、教育公務員特例法第45条第1項により市町村教育委員会も行うことができるとされている。ただし、初任者研修及び教職10年経験者研修は教育公務員特例法第23条及び第24条により任命権者である県が行うこととされている。</p> <p>こうした法制度をふまえ県が果たす役割を「教職員全体への総合的かつ計画的な研修の実施」、市町村の果たす役割を「市町村独自の課題に基づく研修の実施」とする。</p>	
<p>意見の観点： 有効性</p> <p>教職員研修費の2つの事務事業の指標が、「研修参加率」となっているが、指導力の向上との関係は必ずしも深くないし、法律に基づく研修（初任者研修・10年目研修）でもあるので、教員の資質の向上の成果を測るためには、受講者の満足度など、他の指標を設定することも検討されたい。</p>		<p>教員の資質に関する最終的な指標は児童生徒に対する教育効果があったかどうかで判断すべきものであるが、教育効果の有無は児童生徒の人格形成と密接な関係にあり、具体的な数値等として表し、単年度で測定することは非常に難しい。</p> <p>しかし、受講者に対するアンケート等により満足度を把握するなど、指標のあり方について検討していきたい。</p>
<p>「目的の達成度に関する認識」として「目的を達成している」と評価しており、その判断の理由を「体系的・総合的な研修を実施している」からとしているが、論拠が弱い印象がある。</p> <p>教員の指導力については、県民の関心も高く、今後も継続的に取り組むべき施策であるので、設定したアウトプット指標のみで目的とする状態を達成とするのではなく、望ましい状態の実現に向けて課題を洗い出し、具体的な改善を図るような記述にするべきである。</p>		<p>教員の指導力について、具体的な数値等で示すことは非常に困難である。</p> <p>しかし、受講者に対するアンケート等を用いた指標について検討し、課題や具体的な改善などを記述するようにしていきたい。</p>